

平成 29 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
次世代省 CO2 型データセンター確立・普及促進事業
Q&A 集

Ver. 1

(平成 29 年 4 月 20 日現在)



※本 Q&A 集は、予告なく追記、変更されますので予めご了承ください。

目次

(A) 応募申請条件に関すること	1
A-Q1 一社で複数の応募はできますか。	1
A-Q2 ICT 機器の更新だけでも応募はできますか。	1
A-Q3 リースで対象設備を導入する場合でも応募できますか。その場合の応募条件は。	1
A-Q4 リースで設備導入をする計画ですが、応募申請時点でリース事業者が決まっています。この場合の申請は可能でしょうか。	1
A-Q5 複数年度の事業は、応募対象となりますか。	1
A-Q6 複数年度事業で応募し、今年度採択された場合には、翌年度も補助金が交付されると考えて良いですか。	2
A-Q7 複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。	2
A-Q8 複数年度事業の場合、初年度は実施設計の成果物のみの補助対象経費が発生し、翌年度に施工でも対象となりますか。	2
A-Q9 他の補助金と併用は可能ですか。	2
A-Q10 空調の更新とサーバ機器の更新を申請したい場合は、それぞれで申請することになりますか。	3
A-Q11 直流給電システム（補助対象施設）の電源を、自社で新設する太陽光発電システムにより製造する電力で賄うことは、本補助事業の CO2 削減効果としてカウントし要件を満たすことは可能でしょうか。	3
(B) 補助事業期間に関すること	4
B-Q1 補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。	4
B-Q2 複数年度事業では、翌年度まで継続して事業が出来ますか。	4
(C) 補助対象設備に関すること	5
C-Q1 どのような設備・機器が補助対象となりますか。	5
C-Q2 付帯設備の範囲はどこまででしょうか。	5
C-Q3 既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。	5
C-Q4 設備設置のために必要となる、建屋の建築およびその基礎工事は対象となりますか。	5

C-Q5	OS等のソフトウェアは補助対象となりますか。.....	5
C-Q6	データセンターを運営するために必要な、事務所（総務、営業を含む。）に設ける機器も補助対象となりますか。.....	5
C-Q7	補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。.....	5
C-Q8	補助事業完了年とその後3年間にわたり「事業報告書」を提出するとありますが、エネルギー使用量の計測器購入及び設置費用は、補助対象経費になりますか。.....	6
(D) 補助対象経費に関すること		7
D-Q1	申請額に消費税を含めて良いですか。.....	7
D-Q2	採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。.....	7
D-Q3	補助金の上限値、下限値はありますか。.....	8
D-Q4	概算払を受けることができますか。.....	8
(E) 応募申請書類及び手続に関すること		9
E-Q1	共同申請を行う際、応募申請書（様式1）の申請者は誰にすれば良いですか。.....	9
E-Q2	実施計画書（様式2）の「事業実施の代表者」は誰にすれば良いですか。.....	9
E-Q3	実施計画書（様式2）の「事業実施の担当者」は誰にすれば良いですか。.....	9
E-Q4	複数年度事業の応募申請方法はどのようすれば良いですか。.....	9
E-Q5	提出する各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、パンフレットやホームページで公表している資料でも良いのでしょうか。.....	9
E-Q6	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。.....	9
E-Q7	代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要でしょうか。.....	9
E-Q8	新規データセンターにおける空調機器の導入の場合、CO ₂ 排出量の削減効果はどのように計算したら良いですか。.....	9
E-Q9	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。.....	10
E-Q10	申請書類をコンサルタント等に委託して作成しても良いですか。.....	10
E-Q11	応募申請時に添付する経費内訳の資料は、詳細な積算（見積り）が難しい場合、概算の設計書（見積書）でも良いのでしょうか。.....	10
E-Q12	見積依頼業者から提出された見積書内訳には、「〇〇付属品 1式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記しても良いのでしょうか。.....	10

- E-Q13 応募に当たっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められていますが、応募時にも3者以上の見積書が必要ですか。 10
- E-Q14 公募要領の「個人情報の取扱事項」は、特に同意書を提出する必要はないのでしょうか。 10
- E-Q15 応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。 11
- E-Q16 工事費の細分は、指定された細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）とする必要がありますか。 11

(F) 補助事業の実施に関すること 12

- F-Q1 業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。 12
- F-Q2 工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。 12
- F-Q3 交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。 12
- F-Q4 工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどのようなことですか。 12
- F-Q5 補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。 12
- F-Q6 見積合せの業者として、代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。 12
- F-Q7 平成30年2月28日まで事業が完了している必要があるとありますが、引渡しが終わってれば良いのでしょうか。 12
- F-Q8 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いのでしょうか。 13
- F-Q9 応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書（様式第1の別紙1）は応募申請時のものから変更しても構いませんか。 13
- F-Q10 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。 . 13
- F-Q11 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。 13
- F-Q12 補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、どのような手続が必要になりますか。 13
- F-Q13 既設の設備の処理には、制約や届出の必要はありますか。 14
- F-Q14 補助事業で導入した空調設備を数年後（法定耐用年数内）に保守点検した結果、故障（又は劣化等）による部品交換が発生した場合にも、交付規程第8条十三の取得財産の処分に該当するものとして財団の承認を受ける必要がありますか。ま

- た、全部交換の場合は、どうなりますか。 14
- F-Q15 前問 Q14 の全部交換のケースでは、データセンターの機能・性質上、申請手続の期間の業務停滞を招くことは出来ないことから、事案発生と同時に、先行して交換等を行い、事後報告で承認手続をすることも可能ですか。 14

(A) 応募申請条件に関すること

A-Q1 一社で複数の応募はできますか。

A：可能です。なお、事業場（データセンターやサーバールーム）単位でCO₂削減量の計算を行っていただくため、事業場ごとに申請していただきます。

A-Q2 ICT機器の更新だけでも応募はできますか。

A：可能です。対象事業の要件（更新前と比較して50%以上のCO₂削減など）に適合する範囲で応募することができます。

A-Q3 リースで対象設備を導入する場合でも応募できますか。その場合の応募条件は。

A：できます。ただし、リース契約については、公募要領に記載されている要件を満たすものに限ります。

また、その場合の応募申請では、以下の事項を全て網羅してください。

(1) 代表事業者はリース会社（設備所有者）、共同事業者は設備を使用する事業者（設備導入の計画者）とすること。

(2) リース料から補助金相当分を減額する契約とすること。

※減額の方法は、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させる必要があります。なお、補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース利用者に不利となる還元方法は認めません。

(3) リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であること。

なお、この場合、補助対象設備の管理義務、CO₂排出削減効果報告義務は、一義的には当該設備の所有者であるリース事業者（代表事業者）にあります。

A-Q4 リースで設備導入をする計画ですが、応募申請時点でリース事業者が決まっています。この場合の申請は可能でしょうか。

A：リース事業者が代表事業者となり申請いただく必要があるため、応募できません。

A-Q5 複数年度の事業は、応募対象となりますか。

A：2年度事業まで対象となります。ただし、申請時に2年度の全工程と各年度の実施内容、経費内訳、CO₂削減量等についても記載していただきます。また、複数年度にわたる事業計画を提案して採択されても、それをもって2年度にわたる全ての費用が承認され、確保されるわけではありませんので注意してください。

A-Q6 複数年度事業で応募し、今年度採択された場合には、翌年度も補助金が交付されると考えて良いですか。

A：次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求める場合があります。これを前提に翌年度の補助金交付の可否について翌年度の計画や今年度事業の進捗状況、経理処理に不備等がないかなどの審査委員会で定める継続事業の可否に関する審査基準に照らし、事業継続が妥当と判断される場合に事業継続が認められます。

A-Q7 複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。

A：対象となりません。

A-Q8 複数年度事業の場合、初年度は実施設計の成果物のみの補助対象経費が発生し、翌年度に施工でも対象となりますか。

A：対象となります。初年度は、実施設計を発注して成果物を検収し、翌年度に機器購入や工事を発注して完成させることも可能です。それぞれの年度で何をどこまでやるかが明確で、年度別に内容と費用を分けられるのであれば構いません。

A-Q9 他の補助金と併用は可能ですか。

A：以下の場合により可否を判断します。

(1) 本補助事業以外の国の補助金

本補助事業以外の国の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む。）を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみを受給となります（重複する場合は、適時申告してください。）。

(2) 地方公共団体等からの補助金

地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当財団）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当財団の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当財団からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります（地方公共団体等の補助金との併用には、申請時に、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱等を提出いただきます。）。

A-Q10 空調の更新とサーバ機器の更新を申請したい場合は、それぞれで申請することになりますか。

A： 同一事業場での更新であれば、まとめて申請してください。

A-Q11 直流給電システム（補助対象施設）の電源を、自社で新設する太陽光発電システムにより製造する電力で賄うことは、本補助事業のCO₂削減効果としてカウントし要件を満たすことは可能でしょうか。

A： 太陽光発電等の再生可能エネルギーを用いた発電システムによって電源を確保することで買電量を減らすことは、本補助事業のCO₂削減計算の対象となりますが、太陽光発電設備自体は補助対象外です。

A-Q12 「地方公共団体との連携」とは、どのような場合に適用されますか。

A： 地方自治体が主体として行う企業誘致の優遇政策や企業立地促進法による税制控除の適用を受けるデータセンターの新設が対象となります（補助事業期間に新設するものに限りです）。

(B) 補助事業期間に関すること

B-Q1 補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。

A: 財団の交付決定日から補助事業完了日までとなります。なお、補助事業完了日は、平成30年2月28日までとします。

補助事業完了日には、補助事業者による補助対象設備等の検収確認が完了し、受注業者等から引渡し済み、原則、支払いが完了（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は3月10日までに領収書等の支払いを証する書類を財団に提出することとする。）していることが必要になります。

したがって、事業における設備機器等の納期、建設工事の工期等も十分に検討のうえ、事業計画を作成してください。

B-Q2 複数年度事業では、翌年度まで継続して事業が出来ますか。

A: 複数年度にわたる事業計画であっても、当該補助事業においては、その年度の事業は毎年度2月末日までに完了する必要がありますので、原則継続して事業を実施することは出来ません。

ただし、複数年度事業で、翌年度の交付決定日の前日までの間において事業を開始する必要がある場合は、交付規程に定める「翌年度補助事業開始承認申請書」（様式第15）を財団に提出して、承認を受ける必要があります。

この場合、次年度の事業開始日は、次年度の執行団体が環境省から補助金の交付決定を受けた日からとなります。

(C) 補助対象設備に関すること

C-Q1 どのような設備・機器が補助対象となりますか。

A： エネルギー起源 CO₂ の削減に直接資する設備を対象とします。

(設備例)

- ・空調設備（パッケージエアコン、直接／間接外気空調、局所冷却等）
- ・電源設備（無停電電源装置、直流供給電源装置）
- ・サーバ
- ・ネットワーク機器（L2 スイッチ、L3 スイッチなど）
- ・ストレージ
- ・サーバ台数減を目的とした仮想化のための装置等
- ・廃熱利用設備
- ・総合マネジメントシステム

C-Q2 付帯設備の範囲はどこまででしょうか。

A： エネルギー起源 CO₂ の削減を達成するために必要な設備に係る範囲で、例えば、空調設備の配管については、適切な稼動に必要と判断されるものが対象となります。

C-Q3 既存設備の撤去に係る工事費は対象となりますか。

A： 対象とはなりません。設備更新の場合、「撤去に係る工事費」と「設備導入に係る工事費」とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

C-Q4 設備設置のために必要となる、建屋の建築およびその基礎工事は対象となりますか。

A： 対象とはなりません。

C-Q5 OS 等のソフトウェアは補助対象となりますか。

A： 対象とはなりません。ただし、CO₂ 削減に寄与するものは補助対象となります。

C-Q6 データセンターを運営するために必要な、事務所（総務、営業を含む。）に設ける機器も補助対象となりますか。

A： 対象とはなりません。

C-Q7 補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。

A： 対象とはなりません。

C-Q8 補助事業完了年とその後3年間にわたり「事業報告書」を提出するとありますが、エネルギー使用量の計測器購入及び設置費用は、補助対象経費になりますか。

A：対象とはなりません。ただし、計測器が直接CO₂削減に資する設備に一体不分離である場合は、補助対象経費として認められます。

なお、新設した設備の個別の消費したエネルギーを測定する機器等が無い場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。

(D) 補助対象経費に関すること

D-Q1 申請額に消費税を含めて良いですか。

A： 消費税を抜いて申請してください。

ただし、以下の補助事業者（代表事業者）については、消費税を含めて交付申請することが可能です。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、国内における「消費」に担税力を求め、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売・提供などを課税対象としています。納税義務者は、財貨・サービスの販売・提供などを行う事業者であり、最終的には消費者に転嫁されます。消費税は、その制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう、税の累積を排除するためにその段階で、課された消費税額を控除する制度（仕入税額控除）が設けられています。

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることとなります。

このため、補助金の交付決定又は額の確定にあたっては、補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。

D-Q2 採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。

A： できません。採択通知に記載された補助金交付予定額が交付申請額の上限になります。補助金交付予定額を超える交付申請はできません。

D-Q3 補助金の上限値、下限値はありますか。

A： 上限、下限はありません。

D-Q4 概算払を受けることができますか。

A： この事業については、概算払は行いません。

(E) 応募申請書類及び手続に関すること

E-Q1 共同申請を行う際、応募申請書（様式1）の申請者は誰にすれば良いですか。

A： 代表事業者としてください。なお、代表事業者とは、交付規程第3条3で、「代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者」としています。

E-Q2 実施計画書（様式2）の「事業実施の代表者」は誰にすれば良いですか。

A： 実際に補助事業を行う部署や事業所の責任者（部長、センター長等）で補助事業にかかる費用を支払う責任権限を持つ方としてください。

E-Q3 実施計画書（様式2）の「事業実施の担当者」は誰にすれば良いですか。

A： 応募申請の代表事業者又は共同事業者と同じ団体、法人に所属する方で、補助事業に関わる事務手続きを実際に行い、財団と連絡を取り合える方としてください。当該法人以外のコンサルタント等の社員等は不可となります。

E-Q4 複数年度事業の応募申請方法はどうかすれば良いですか。

A： 実施内容と補助事業経費を年度ごとに明確（何をいつまでに実施するのか明らかにする。）にし、全事業期間分及び平成29年度分を別々に作成して申請をしてください。また、積算内訳書も年度ごとの金額がわかるように記載してある必要があります。採択後は、年度ごとに交付申請と精算を行うことになります。

E-Q5 提出する各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、パンフレットやホームページで公表している資料でも良いでしょうか。

A： 問題ありません。

E-Q6 弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。

A： グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況を提出してください。

E-Q7 代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表及び損益計算書が必要でしょうか。

A： 代表事業者と共同事業者それぞれで、貸借対照表及び損益計算書が必要です。

E-Q8 新規データセンターにおける空調機器の導入の場合、CO₂排出量の削減効果はどのよ

うに計算したら良いですか。

A：財団のホームページに示されている新設用の「削減効果算出シート」を利用し、削減量を計算してください。申請書には、比較に使用した機器の仕様が確認できるものを添付してください。

E-Q9 申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

A：審査の公平性を確保するため、申請内容に関しての個別での相談は受け付けておりません。ただし、申請書の記載方法などが不明な場合には、お問い合わせください。

E-Q10 申請書類をコンサルタント等に委託して作成しても良いですか。

A：作成を委託することは問題ありませんが、財団との質疑応答は申請者以外とは行いませんので、内容を十分に理解したうえで申請してください。

E-Q11 応募申請時に添付する経費内訳の資料は、詳細な積算（見積り）が難しい場合、概算の設計書（見積書）でも良いでしょうか。

A：応募申請の段階では、設備機器、工事等の経費内訳は、概算の設計書（見積書）を元に作成いただいても構いません。ただし、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分された積算内訳書を添付してください。また、積算に必要な見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。

E-Q12 見積り依頼業者から提出された見積書内訳には、「〇〇付属品 1式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記しても良いでしょうか。

A：補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず数量×単価で記載し、その根拠が必要となります。概算であっても1式では計上せず、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を提出してください。

E-Q13 応募に当たっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められていますが、応募時にも3者以上の見積書が必要ですか。

A：応募時は、1者からの見積書で構いません。ただし、交付決定後の業者選定時には、競争原理が働く方法で発注先を選定する必要がありますので、必ず競争入札又は3者以上の見積書を徴取して最適な業者を選択してください。例外的に1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め財団に「理由書」を提出し承認を受けてください。

E-Q14 公募要領の「個人情報の取扱事項」は、特に同意書を提出する必要はないのでしょうか。

A：「個人情報の取扱事項」は、趣旨に同意のうえ、応募書類で求められている個人情報

について記入いただくだけで構いません。「暴力団排除に関する誓約書」と異なり、同意書の類を提出していただく必要はありません。

E-Q15 応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。

A： 交付決定前の辞退は可能です。採択通知前の場合には取下げ書を、採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、「中止(廃止)承認申請書」(様式第6)を提出して財団の承認を受ける必要があります。

E-Q16 工事費の細分は、指定された細分(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)とする必要がありますか。

A： 経費内訳書の細分は、指定の項目(公募要領：別表第1)としてください。例えば、自社の発注設計書が機械設備費、配管工事費、電気工事費、仮設養生費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等で積算している場合には、補助対象となる経費を積算内訳書で指定の細分に整理して計上してください。

(F) 補助事業の実施に関すること

F-Q1 業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。

A：ともに問題ありません。

F-Q2 工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。

A：交付決定日以降に行ってください。

F-Q3 交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。

A：本補助事業は、交付決定日以降に開始することが要件となります。公募開始以降、交付決定前までの期間に当該発注、契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、交付決定日以降に発注、契約したものしか補助金の交付対象とはなりません。

F-Q4 工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

A：競争入札又は3者以上による見積合せを行ってください。なお、1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め財団に「理由書」を提出し承認を受ける必要があります。

F-Q5 補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。

A：別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただし、その場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書、請求書等の中で明確に分かるようにしてください。

F-Q6 見積合せの業者として、代表事業者又は共同事業者の関係会社を含んでも問題ありませんか。

A：競争原理の主旨を逸脱しない限り、問題ありません。

F-Q7 平成30年2月28日まで事業が完了している必要があるとありますが、引渡しが終わっていただければ良いのでしょうか。

A：事業完了とは、補助事業者による補助対象となる工事等の検収確認が終了し、支払が完了した状態です。例外として、支払が行われていなくても、請求行為が2月28日ま

で行われている場合には完了と認められます。この場合、補助事業者は、3月10日までに事業に係る領収書及び支払を証する書類を財団に提出してください（請求書の発行日が、3月1日以降のものは、いかなる理由があっても経費としては認められませんので注意してください）。

F-Q8 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いでしょうか。

A： 速やかに財団に連絡してください。

F-Q9 応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書（様式第1の別紙1）は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

A： 交付申請の際に提出する実施計画書は、原則として、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。変更が必要な場合には、速やかに財団に相談してください。なお、交付決定後の変更の場合は、交付決定後に計画変更承認申請（交付規程第8条の三）による手続を行っていただきます。また、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請（交付規程第6条）の手続が必要になります。

F-Q10 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

A： 「軽微な変更」とは、補助対象経費において、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更であり、かつ以下の2点に該当する場合を指します。

- (1) 事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
 - (2) 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- なお、変更する必要が生じ、不明な点がある場合は、財団に相談してください

F-Q11 補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。

A： 補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産等に「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（次世代省CO2型データセンター確立・普及促進事業）」で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

F-Q12 補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、どのよ

うな手続が必要になりますか。

A：取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の財産です。これを処分の制限期間内に処分する時は、財団に申請し承認を受けなければなりません。処分の制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によるその財産の法定耐用年数となります。

F-Q13 既設の設備の処理には、制約や届出の必要はありますか。

A：廃止の届出等は必要ありません。もしスクラップ収入等があった場合は「寄付金その他の収入」に記載して総事業費から差し引きます。

F-Q14 補助事業で導入した空調設備を数年後(法定耐用年数内)に保守点検した結果、故障(又は劣化等)による部品交換が発生した場合にも、交付規程第8条十三の取得財産の処分に該当するものとして財団の承認を受ける必要がありますか。また、全部交換の場合は、どうなりますか。

A：故障等による部品交換の場合には、修理した設備の使用を継続するため、財産処分手続は不要となります。ただし、修理により設備の過半を超える部分の交換、又は全部交換となる場合には、財産の処分の手続を経て、環境大臣の承認を得たうえで処分が可能となります。

補助金返還措置適用の可否については、全部交換となった要因により異なるため、詳細は「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」を参照いただくとともに、事案発生時には財団まで直ちに相談いただきますようお願いいたします。

F-Q15 前問Q14の全部交換のケースでは、データセンターの機能・性質上、申請手続の期間の業務停滞を招くことは出来ないことから、事案発生と同時に、先行して交換等を行い、事後報告で承認手続をすることも可能ですか。

A：全部交換の場合、「財産の処分」該当するため、原則、環境大臣の承認を得ずに財産処分を行うことはできません。そのような事案が発生した際には、財団まで直ちに相談いただきますようお願いいたします。